

消 防 危 第 1 4 8 号
平成29年7月4日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

廃油処理施設等における事故防止対策の徹底について

日頃より、危険物施設における保安確保に御尽力いただいているところですが、平成29年3月17日に茨城県稲敷市の廃油処理施設（危険物製造所）で火災が起き、死者1人が発生する重大事故となりました（火災概要については別添参照）。

火災の原因については今なお究明が行われているところですが、当該事業所においては、設備及び取扱い工程を無許可で変更し、この変更箇所において危険物が流出したところに、フォークリフトのエンジン部分が着火源となり、火災に至ったものと推定されています。

つきましては、同種事故の再発を防止するため、貴職におかれましては下記の事項に留意し、危険物施設である廃油処理施設又はこれに類する施設（貯蔵施設等）の所有者等に対し、適時適切に事故防止対策の徹底を図ってくださいますようお願いいたします。

廃油処理施設等については「廃油処理施設等の事故防止について」（昭和58年8月19日付け消防危第78号）及び「廃油処理施設等における事故防止対策の徹底について」（平成25年11月18日付け消防危第195号）においても、事故防止の徹底をお願いしているところですので参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 廃油処理施設等においては多数の事業所等から集められた多品種の廃油等の処理を行うため、ともすると設備や取扱い工程等の変更が行われることから、適宜、立入検査等により危険物施設の実態把握をしたうえ、適切に指導されたいこと。

また、立入検査に際しては、許可品目以外の廃油等が混在していないか等、廃油等の受け入れ状況を確認し、必要に応じてその取扱い等の実態に応じた適切な安全対策について指導されたいこと。

2 廃油処理施設等に係る危険物施設の設置又は変更許可申請の受理に際しては、廃油等の受け入れ時の体制の確保や取り扱う危険物の品名、性状等の確認について指導されたいこと。

なお、指導にあたっては、「業種別危険性評価方法（チェックリスト方式）」（平成29年3月一般財団法人 全国危険物安全協会）において、廃棄物処理業の危険性評価方法が示されているので、必要に応じて参考とされたいこと。

<問い合わせ先>

消防庁危険物保安室 竹本、山本、高野
電話：03-5253-7524

事故概要

1 事故概要

廃油からエマルジョン燃料を製造する施設において、設備及び取扱い工程を無許可で変更した部分から爆発火災が発生し、製造作業を行っていた作業員 1 人が死亡、初期消火にあたった 2 人が負傷したものの。

2 発生日時等

発生日時：平成 29 年 3 月 17 日（金）11 時 58 分

覚知日時：同日 12 時 02 分

鎮圧日時：同日 15 時 48 分

鎮火日時：同日 16 時 36 分

3 発生場所

茨城県稲敷市

4 発生施設概要

(1) 施設区分

製造所（平成 24 年 10 月設置許可）

(2) 施設概要

ドラム容器で入荷した廃油及びタンクローリーから事業所内地下タンク貯蔵所へ入荷した廃油を、廃水と混合しエマルジョン燃料を製造するもの。

製造したエマルジョン燃料は、隣接の充填場（一般取扱所）において、タンクローリーや容器等に充填し出荷する。

5 被害状況

(1) 人的被害

死者：1 人（製造作業当事者）

負傷者：2 人（軽症）

(2) 物的被害

発生施設（製造所）は全焼、隣接建物の外壁及び火元付近の工作物が類焼した。また、敷地内の廃油等を貯蔵したドラム容器 706 本及び 1 m³コンテナ容器 58 基が焼損した。

(3) 影響範囲等

火災による黒煙が付近に充満、有害物質の拡散の可能性があるため、付近住民 749 世帯 1931 人に対し避難指示が発令された。

また、敷地外に危険物等が河川等に流出し、汚染水が約 1.2km の範囲に拡散した。

6 火災原因（推定）

変更許可を受けずに設置されたポンプ設備等において、ドラム缶から油槽に廃油を送液中に廃油が広範囲に流出、フォークリフトのエンジン部分が着火原因となり爆発火災を起こしたものと推定される。